

社会福祉法人 三愛会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、雇用形態を問わず働きやすい環境を整備するため次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和 4年 4月 1日～ 令和 9年 3月 31日までの 5年0ヶ月間

2. 内容

目標1：職員一人当たりの有給休暇取得日数を年間平均7日以上にする。

<対策>

- 令和 4年 4月～ 職員の有給休暇取得率をデータ化し、各事業所に情報提供する。
- 令和 5年 4月～ 事業所ごとの有給休暇取得率を経営企画会議で周知し、全職員に共有する。
- 令和 6年 4月～ 各事業所ごとの有給休暇取得率向上計画の策定をする。
- 令和 7年 4月～ 有給休暇取得率向上計画に基づいた各事業所での取り組みの結果を振り返る報告会を行い目標達成に向けた計画の見直しを行う。